

【会社法制分野】

◆ 優 秀

「単元株式数 100 株への集約とその後の展望」

木村 敢二（株式会社浅沼組本社総務部顧問、大阪株式懇談会特別委員）

---

周知のとおり、平成 30 年 10 月 1 日は、平成 19 年 11 月に全国証券取引所が示した行動計画により、すべての上場会社が単元株式数を 100 株に集約するための期限であった。そして、同日をもって、すべての上場会社の単元株式数は 100 株に集約されている（日本取引所グループのウェブサイト「株式・ETF・REIT等―上場制度の整備―売買単位の統一―「売買単位の統一」参照）。

単元株式数が 100 株に集約される過程において、単元未満株式の数は、大幅に減少し、総株式数（発行済株式総数）における構成比は、限りなく 0「ゼロ」に近い状況に到達している。しかしながら、単元未満株式を有する株主、とりわけ「単元未満株式のみを有する株主」（以下単に「単元未満株主」という）の数は、尚一定の割合で存在し、今後も存在し続けていく様相を呈している。

そのような状況は、そのままであって是非か。それを検討するためには、現行の単元株制度だけでなく、その前身である単位株制度の成立過程にまで遡らなければならなかった。単元株式数 100 株への集約は、単位株制度の創設時における株式の出資単位（券面額）引上げ論の遙か延長線上にあるものと思われる。しかし、両制度の間には、1本の線で繋がるというよりは、ひとつの質的転換が図られている。すなわち、単位株制度が過渡的措置であったのに対し、単元株制度は永続的制度とされたのである。単元株制度におけるこの質的転換の合理性については、立法過程を含め同制度の施行後今日に至るまで、余り議論されていないようである。

併せて、両制度創設時の上場会社における、ある状況を見ると、単元株制度の成立前は出資単位が 8 種類に及ぶなど均一でなかったのに対し、単位株制度の成立前における出資単位は均一であった。ここで、出資単位が均一か否かだけを捉えると、単元株制度の成立前に均一でなかった出資単位は、単元株式数が 100 株に集約され均一となり、今は、昭和 56 年の単位株制度の成立前と同じ状況となっている。

そのような点に着目すると、かつて出資単位が均一な状況下で成立し、過渡的措置とされていた単位株制度の趣旨には、却って現在の株式実務の進展にとって参考に資するものが含まれている可能性がある。

本稿では、上場会社における単元未満株主の会社法上および株式実務上の存在意義に焦

点を当てることとする。その際、株券電子化の制度について、それが基本的に株式実務の合理化に有益な機能を果たしているにもかかわらず、単元未満株主数の増加要因を含んでいる旨に言及する。それらを通じ、筆者は、単元未満株主の利益よりも、株主全体、すなわち企業価値全般の利益に偏重しているという批判を受けるように思われる。しかし、単元株制度が個々の上場会社にとって弊害を帯びたままでは、企業社会が不利益を被る懸念が永続することになりかねない。

対処の方向性として、単元未満株主数の総株主数における構成比を0「ゼロ」とするため、現在100株で均一している単元株式数を1株に集約することが考えられる。その場合、企業社会に働きかけるメリットの提示が求められるところ、そのようなファクターとして、①上場会社における永続的コストの削減、②配慮すべきステークホルダーとしての株主の明確化、③本件は企業社会の利益享受の問題として財界主導で進めるべき事業である旨が強調される。さらに、対処の方法として、かつての単位株制度の創設時のように、現在の全国株懇連合会定時会員総会において、単元未満株主数の抜本的な削減を審議し、その結果を関係経済団体や関係行政庁・全国証券取引所と協議していく方法等を例示的に提言する。